

## 会議録

会議の名称	平成24年度第2回西東京市地域密着型サービス等運営委員会
開催日時	平成24年5月17日（木曜日）午後7時00分から9時00分まで
開催場所	保谷庁舎6階講座室2
出席者	委員：吉岡座長、井手副座長、浅野委員、石井委員、伊集院委員、猪原委員、岩崎委員、澤委員、高岡委員、田村委員中村委員、松岡委員、山本委員 事務局：高齢者支援課担当課長以下3名 欠席：佐藤委員、平塚委員)
議題	1 前回会議録の確認について 2 地域密着型サービス事業者の公募について 3 平成22年度地域密着型サービス事業者の指定について
会議資料の名称	配布資料 資料1 運営推進会議の役割とは(2枚綴り) 資料2 地域密着型サービス事業者募集(市報原稿) 資料3 西東京市地域密着型サービス事業者募集要項 資料4 西東京市地域密着型サービス事業者応募マニュアル 資料5 事業者の選定から指定までの流れ 資料6 小規模多機能型居宅介護サービスについて 資料7 小規模多機能型居宅介護みどりの樹 選定から指定までの流れ 資料8 地域密着型サービス事業者の指定審査表(個別)
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1. 開会 ○座長： これより平成24年度第2回地域密着型サービス等運営委員会を開催する。 過半数以上の委員が参加しているので、委員会として成立している。</p> <p>事務局： 資料確認 参考資料として、運営推進会議の名簿と凶面、みどりの樹のパンフレット、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要版の冊子、5月15日号の市報の原稿も追加で配布。</p> <p>2. 議題 (1) 前回会議録の確認について ○座長： それでは平成24年度第2回会議録の内容について、修正・変更などあるか。（意見なし） 前回会議録については承認する。</p> <p>事務局： 前回の運営委員会の中で、運営推進会議のことについて触れたので参考資料として、「資料1 運営推進会議の役割とは」を添付してあるので、参考にさせていただきたい。</p>	

## 議題 (2) 地域密着型サービス事業者の公募について

事務局：

参考資料の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要版についての説明。  
資料に沿って説明(資料2～5)

○座長：

資料2の募集するサービス事業について個人的に募集するサービス事業の計画数が多いと思う。

これは今までの経緯からみて、この計画数が必要と判断したものなのか、それとも第5期の計画上位づけられているためなのかを説明していただきたい。

事務局：

先ほどの説明にあったように、第5期の整備計画に基づいた計画数となっている。  
これで全ての募集が決まれば第5期の計画分が終了となるが、選定されない部分については、引き続き継続して第5期を通して計画数を整備することになる。  
また今回が第5期の最初の募集となるが、第5期分の全てを募集することになっている。  
実際に、幾つかの事業所からは相談等も受けているので、幾つかの事業者が応募されると思われる。

○座長：

その他に何か意見・質問等はあるか。(意見なし)

それでは地域密着型サービス事業者の募集方法については、このようなやり方で実施するということで異議はないか。(異議なし)

## 議題 (3) 平成22年度地域密着型サービス事業者の指定について

事務局：

資料に沿って説明(資料6～8)

小規模多機能型居宅介護の研修用のDVD上映。

○座長：

ただいまの説明、DVDについて意見・質問等はあるか。

○委員：

小規模多機能型居宅介護の特色として、「訪問」が入っておりメリットの部分については理解しているが、「訪問」が入ることによって逆に運営する上で大変だと思うが、その辺りについて意見をいただきたい。

また実際に訪問ができる範囲というのも限られてくると思うので、実際にどのくらいの範囲でやっているかの事例や、みどりの樹ではどのくらいの範囲でやることを考えているのか等も教えていただきたい。

事務局：

小規模多機能型居宅介護は、包括的なサービスである以上同じスタッフが行かないと、利用者との関係が上手くいかないことがあるのではないかと思います。

訪問介護が上手く入って、回数が多かったりするような人は、それはその人にとって生活を支えるため必要なサービスとなるわけだが、このサービスは通いが中心の包括的なサービスである以上、利用者にとって先ずは居場所を作ることが大事だと思う。またどこまでの範囲が訪問で行ける範囲かということについては、日常生活圏域ということで、そこまで遠い所には現実的に訪問は難しいと思う。みどりの樹については、訪問の範囲を市内全域と位置づけではいるが、東町を拠点としている以上新町地域まで訪問をするのは現実的に厳しいとは思う。

○委員：

このサービスは通いが基本で、訪問・宿泊も可能というサービスであるが、例えば通いのみ、訪問のみ、訪問と宿泊のみ、または1月ずっと宿泊のみという場合でも可能なのか。また利用者にとって訪問が必要になった場合は、当然本人宅へ伺うことになると思うが、訪問希望の人が複数いた場合、どのように対応するのか。

事務局：

1つのサービスのみを使い続けるというのは制度上可能であるが、基準の中での注意事項として1人の利用者がずっと利用することで他の利用者が利用できないという事態は、このサービスの特色上成り立たなくなってしまうので、実際はDVDでの内容にもあったように、お互いが譲り合い調整することでこのサービスを維持している。

○委員：

先ほどのDVDの中で、利用者がタクシーで自宅に帰る場面があったが、施設の車で帰ることはできないものなのか。

事務局：

それも可能だと思われる。ただこの利用者に関しては、家族の都合でそこに迎えに行くほうが、この利用者にとってはよい例だったのではないかと。

○委員：

通所介護の人員配置で、3名に対して1人配置という基準があるので、通所の時間帯というのは何時から何時までを通所の時間として受けるというのがあるのではないかとと思う。そのようなある程度時間を設けないと、スタッフの中で車の運転ができない場合には、このようなサービスが提供できなくなってしまうと思う。

通所が15名なので、必要な職員の数として通所に対して最低5人、訪問1人、泊まりで2人だと少なくとも8人は必要になってくる。

例えば夜間の時間帯で2名体制の時に1人お迎えがあったとすると、施設の方は1人体制となってしまうので、ある程度時間を設けた形での送迎でないと運営は難しいのではないかとと思う。

事務局：

対応できるときはやってくれることはあると思うが、利用者が同時に様々な要望を出せ

ば施設側としても人員体制上追いつかなくなるので、臨機応変に協力し合ってもらえないと、サービスの体制として難しくなると思われる。具体的な部分においては、事業者にもヒアリング等を実施して確認したいと思う。

あとは、まだ小規模多機能型居宅介護というサービスがしっかりと周知されていないこと、今までこのサービスが応募に来なかった理由として運営自体が上手くいっていないことや、実際にサービスを開始した時にすぐに定員の25名に達するかは疑問である。今後西東京市としては、このサービスについての周知をより積極的に行い、このサービスに適した人に利用していただければと思っている。

また相談の中で事業者側が個々に判断することになるが、たとえ制度上可能であっても、ずっと泊まりを利用する予定の人などに対しては、その人が小規模多機能型居宅介護を利用する理由として適切でなければ、登録をしない場合があるかもしれない。

25名の登録に達していないという理由で、少しでも登録数を増やす為にそのような人を登録することがないように、どのような判断で登録していくのか、西東京市としても見ていかなくてはならないと思っている。

○座長：

小規模多機能型居宅介護について、登録が25名だが、定員をオーバーした場合の扱いというのは、やはり待機になるのか。

事務局：

そのとおりである。

ただこのサービスで待機というのは、あまり聞いたことがない。

このサービスについては期待が大きい反面、苦情も多いのが現状である。

利用者側からすれば、希望通りのサービスを受けることができなかった時にトラブルになることがある。

○座長：

通いが中心としてある以上、利用者が自分の力で健康である程度通えるような人が対象となるのか。健康の方でないとこのサービスを利用することはできないのではないかと思います。

例えば常に車椅子を利用する人の場合においては、より手間がかかるので、実際にサービスを利用するのは難しいと思う。

○委員：

このサービスは高齢者の居場所を作るための取組の一つだと思う。本当にある程度健康な方が毎日ここに来ることで、何かができるような居場所を作るという趣旨のようなものに思える。

以前、国立の小規模多機能型居宅介護を見学した時に聞いた話で、ある利用者がその日が通所ではなく自宅にいる場合でも、利用者が散歩がてら施設に来た時に、職員としては折角来たのだからということでお茶を出すなどの対応をしているらしい。ただ帰り道が不安な時などは、ヘルプとして職員が付き添い、家まで送り届けるということをしている。

このように本人がある程度動けて、且つ自分で行くことができる場所というのを認識し

てもらおうようにしている。お風呂なども自宅のお風呂と同じような形であった。

○委員：

小規模多機能型居宅介護は、やはり認知症のイメージがあり、グループホームにデイサービスの機能が備わっていればという考えがベースにあると思うので、日中デイサービスに来て、状態が不安定の場合は泊まる、というサービスだと思う。

○委員：

私のイメージとしては、このサービスは利用する人において、入所するのは嫌で自宅で基本的な生活を送りたいという人によいと思う。

ただ障害等があって不便が生じる部分については、助けてもらえればよいと思う。

時間的には自分の家にいる時間が長く、小規模多機能の施設にいる時間が少ない、という人が利用するにあたっての原則だと思う。

だからあまり健康でなく歩けない人でも、なんとか入所せずに自宅で生活できる人などで、例えば1人で入浴が難しい人においては、このサービスを利用すればよいのではないかと思う。

小規模多機能型居宅介護のイメージとしては、通うというイメージが決して歩けるということだけでなく、あくまで自宅が生活の中心の場で、必要に応じて小規模多機能型居宅介護を利用するというのが、イメージとしてある。

○委員：

私の知っている利用者で既に老人ホームに入所しているが、もっと早くこのサービスが実現していればまだ在宅での生活が送れたのではないかという人が数人おり、非常に残念な気持ちである。

そういった意味で、私は小規模多機能型居宅介護についてはとても期待をしている。

このパンフレットを見ると、例えばヘルパーを週1回だけ利用する要支援の方であれば、金額面で高い気もするが、要介護3～5の方に関しては妥当な金額だと思われる。

小規模多機能型居宅介護は、包括的料金なのでよいサービスをすればするほど職員の負担も当然大きくなるので、経営面で大丈夫なのか心配になってしまう。

他にも幾つかの事業所のパンフレットを見たことはあるが、経営のことまでは考えたことがなかったので、例えばどのくらいの介護度の人がいれば、運営は成り立つのかという疑問があるが、なにか概算でも資料などはあるのか。

事務局：

どれくらいの人数であれば運営がうまくいくかについては、だいたい介護度2の人の登録が20人あれば運営上は問題ないと思う。

委員：今回の公募で、何故グループホームは小規模多機能の併設となっているのか。

事務局：

小規模多機能型居宅介護の整備を進めていきたいが、単独では整備が難しいと判断し、グループホームの募集条件に小規模多機能型居宅介護を併設することを条件としている。

実際のところ、グループホームだけであれば問合せ等もたくさんあり、単独で公募すれ

ば、すぐに事業者も集まると思う。

西東京市として、グループホームだけで考えれば、整備状況というのは他市との比較でも、比較的よい整備状況である。

一方小規模多機能型居宅介護については、平成18年から計画を立てていながら、ようやく西東京市で最初の小規模多機能型居宅介護が開設というところなので、今後もより小規模多機能型居宅介護を整備する上での、今回のような応募条件である。

○委員：

北海道ではグループハウスというやり方がある。

グループハウスと小規模多機能型居宅介護をセットにしたサービスを旭川で展開しており、旭川で半年間だけ小規模多機能の運営に関わったことがある。

ただそこでの運営が非常に難しく、結果的に閉鎖という形になってしまった。よほど先ほどのDVDのような関係が早期に作ればよいのだが、なかなか実際居宅のケアマネから利用者が引き継がれることは殆ど無く、包括や病院のソーシャルワーカーから退院した時の受け皿もしくは特養に入ることができない方であるべく早めに入所させることなどで、宿泊の9名という枠はすぐに埋まってしまう。

そしてそこでの特養などに入所できなかった人に対して訪問や通いをしていた。

そのような場所は病院経営が控えている方が強くて、退院した人達をそこに回すようにその医療法人がしていたが、それでも閉鎖する小規模多機能の施設があったので運営上は難しいとは思いますが、西東京市では初めての小規模多機能が運営開始となるので、是非成功してもらいたいと思う。

○委員：

ある利用者で小規模多機能型居宅介護を利用したいと思っていた人から聞いた話で、その人はあれもこれもサービスが利用できると書いてあるのに、実際できないではないかと言っていた。

資料にも記載されているように、例えば一人ひとりに合わせて時間も曜日もオーダーメイドという箇所や夜中に電話一本で駆けつけるなどの内容を載せているにも関わらず、そこで希望したサービスが利用したい時に施設側からまだ体制が整っていないから無理だと言われてしまうと、利用者はそこにギャップを感じてしまい、そのように言うのだと思われる。

事務局：

図などがあり分かりやすいと思ひ資料として用意した。ただ委員が今言ったように、あまりなんでもできると謳ってしまうのはよくないと思う。

委員：

実際は定員が25名で家族会で集まって皆でうまくやっという部分をちゃんと打ち出して、あまり最初からいつでもこのサービスができるという内容を強調するのはどうかと思う。

委員：

私の担当する利用者で、既に小規模多機能型居宅介護の利用の受け入れを断られたケー

スがある。

この利用者はできるだけ居宅での生活を続けたいという強い思いがあり、また6月から開始される小規模多機能型居宅介護が泊まりも可能であるということで、本人・家族も是非お願いしたいとのことだった。

そしてケアプランを持っていき、前向きに検討するとは言われたが、実際は受け入れられなかった。理由としては、訪問回数が多くて対応ができないとのことである。ではどこを削ってどこを自費サービスにすれば運営上成り立つのかという質問を投げかけてはいるが、今のところまだその回答は得られていない。実際訪問も通いもスタッフの数が足りなく、上手く回らないのが現状のこと。こういった背景からも、あまりよい面ばかり強調するのはやはりよくないと思う。

あと小規模多機能型居宅介護と複合サービスで訪問看護が入るというサービスの内容が国から打ち出されているが、西東京市としては訪問看護と複合サービスというのは考えられているか。

事務局：

断られた内容等については、事業者とやりとりをして、なぜその時に小規模多機能を受け入れられなかったという内容を含め、報告は受けている。そして今後については報告の内容に対して1つずつ事例検討をしていきたいと思う。また近いうちにケアマネ分科会が開催予定なので、そこで小規模多機能についてあまり期待をさせすぎないようにということを周知していきたいと思っている。

複合型サービスに関しては、第5期の計画では考えられていない。各事業所から小規模の開設をしたいという問合せは来るが、それに対して逆にこちら側から複合型サービスはどうかと聞いてみると、複合型に対しては中々踏み込むような事業者がいなかった。

委員：

ケアマネが小規模多機能の本来の目的を理解するという意味でも、保険者がもう少し周知徹底すべきだと思う。

例えば通所と訪問をフルで入っている利用者に対して、このサービスでまとめて利用するというのは難しいことだと思う。

逆に保険者側から本来のモデルとして小規模多機能型居宅介護については、このような人がこのような使い方をするのが良いというような事例等を提案する方が、ケアマネにとってもわかりやすいと思う。

○座長：

初めにまずこのような場合には利用が可能というような具体事例を提示することが、混乱を少なくすることに繋がると思う。

そして事業者の方でも慣れてきたら、更に必要だと思われる内容を市の方で考えて提供をしていくというのは可能か。

事務局：

委員の方々の貴重な意見ということで、事業者と連携をとっていきたいと思う。

○委員：

小規模多機能型居宅介護についての居宅分科会での説明が遅いと思われる。

ケアマネとしては、小規模多機能型居宅介護はサービスとしては非常にありがたい。

ただ小規模多機能型居宅介護については合う人と合わない人というのが存在しており、先ほどの話でもあったようにフルでデイやヘルパーを利用している人に対しては、必ずしもここが向いているかというとおそらくそうではないと思われる。

やはりそのあたりでの選択がケアマネの中ではまだできていないところである。もうすでに相談が開始されている中で、小規模多機能型居宅介護を希望してもすぐに入れるというわけでもないで、合いそうな人を割り振って入れていかないといけない。

そういった意味でもケアマネへの説明は早めにしたほうが良い。

○委員：

小規模多機能型居宅介護は要支援1から要介護5まで利用が可能という点について矛盾を感じる。

このサービスは定員が25名に対して、1日最大で15人の利用ということなので、お互いが話し合って譲り合わないと成り立たないサービスなので、是非お互いが譲り合ってこのサービスを利用してもらいたいと思う。

○座長：

それでは平成22年度地域密着型サービス事業者の指定について、みどりの樹が指定されたことについて異議はないか。(異議なし)

### (3) その他について

事務局：

次回の運営委員会までに今回指定をいただいたみどりの樹の見学会を開催したいと思っている。

日程等の詳細はまだ決定していないので、決定次第連絡をする。

次回の地域密着型サービス等運営委員会については、7月公募分の選定予定事業者への意見聴取となるので、9月に開催を予定している。詳しい日程・場所等については決定次第追って連絡する。

副座長：

本日はお疲れ様でした。

新しい制度は色々と問題が生じたりすることがあるなか、最初に小規模多機能を開設した事業者については高く評価したいと思う。

またこのサービスがよい形で地域に根ざしていけばよいと思うし、応援していきたい。

また小規模多機能型居宅介護のチラシもそうだが、最初にメリットを最大限にアピールをしてしまうと、実際にサービスが始まった後、苦勞することが多々あるので、内容をそのまま鵜呑みにするのではなく、賢く見極めていきたいと思う。

○座長：

本日の委員会は閉会する。



